

外国人との共生社会の実現のための有識者会議（第3回）

外国人児童生徒等に関する文部科学省の取組について

令和3年4月28日

文部科学省

外国人児童生徒の日本語指導・就学支援について

1. 現状と課題

○日本語指導

・公立学校(小中高)における日本語指導が必要な児童生徒は急増(H30年度で5万人)。うち、特別の指導を受けることができている者が8割、特別の指導を受けていても「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者は6割

→1万人程度が、何らかの指導を受けられていない

・日本語指導が必要な高校生の中退率、非正規就職率、進学も就職もしていない者の比率は、高校生一般の水準から見ると極めて高い

○就学支援

・学齢相当の外国人の子供は住民基本台帳上、12.4万人。うち不就学の可能性があると考えられる子供は約2万人(令和元年度に初めて全国調査)

外国人児童生徒の日本語指導・就学支援について

2. 文科省における取組

○日本語指導

・体制整備

義務教育段階での「特別の教育課程」制度化、日本語指導に必要な教員の基礎定数化(児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置)

・補助事業による自治体支援

「きめ細かな支援事業」、今年度7.2億円、139自治体(26県、15政令市、98市町村)の事業実施を支援。日本語指導者・母語支援員の派遣、ICT活用、高校生に対する包括的な支援等

・高校段階では今年度中に、日本語指導のための「特別の教育課程」を制度化、来年度末までには指導資料等を作成するとともに、自治体を通じて学校におけるカリキュラム設計を促し、令和5年度から学校における授業が行われるようにする

○就学支援

・令和2年7月に「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定。外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができることを目的として、自治体が講ずべき事項(就学状況の把握、就学案内等の徹底、出入国記録の確認、学校への円滑な受入れへの留意事項等)を示す

・補助事業による自治体支援(「就学促進事業」、今年度1.1億円、25自治体(1県、4政令市、20市町村)の事業実施を支援。就学状況の把握、就学ガイダンス、日本語指導、学習指導等)

外国人児童生徒の日本語指導・就学支援について

3. 今後の目標

○日本語指導

・今後5年間で、日本語指導が必要な全ての児童生徒が特別の指導を受けられるようにする(義務段階)

→自治体における取組の促進

「特別の教育課程」の導入促進のため、外国人児童生徒等教育アドバイザー・研修用動画等を活用し、指導計画・授業づくりの知見を普及

高校についても、日本語指導等の推進を行うとともに、就職・進学に向けた進路指導等も充実

○就学促進

・今後5年間で、外国人児童生徒が居住する全ての自治体において就学状況を把握する

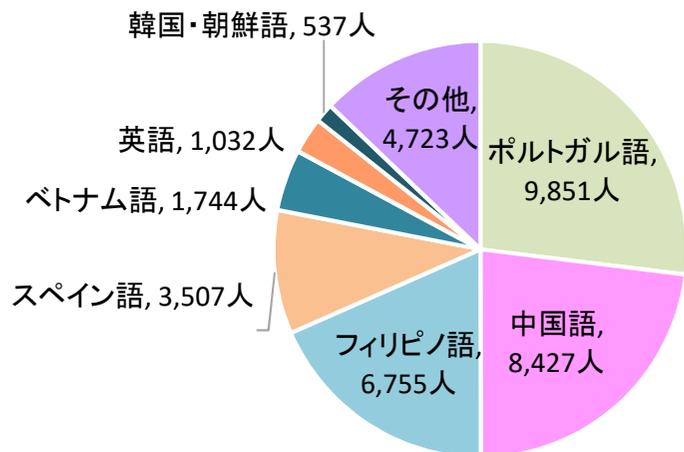
→国における就学状況調査の継続的な実施

自治体において、就学状況把握・就学促進の取組が根付くよう、補助事業を充実するとともに、先進事例の横展開等により促進

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**10年間で1.5倍増(平成30年度に5万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、令和元年度の調査では、**約2万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)



※公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数 36,576人

出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

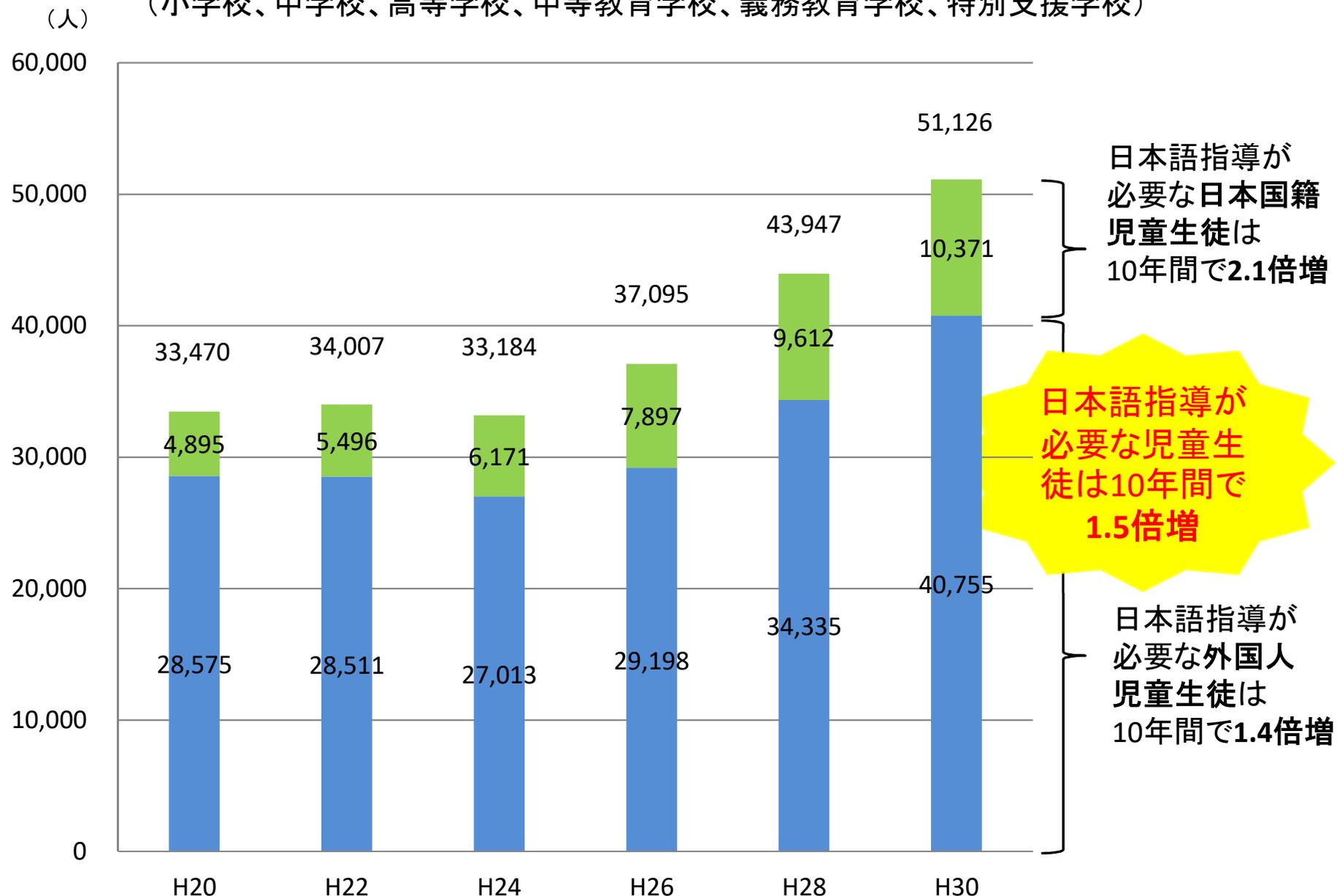
集住・散在化(学校への在籍状況)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



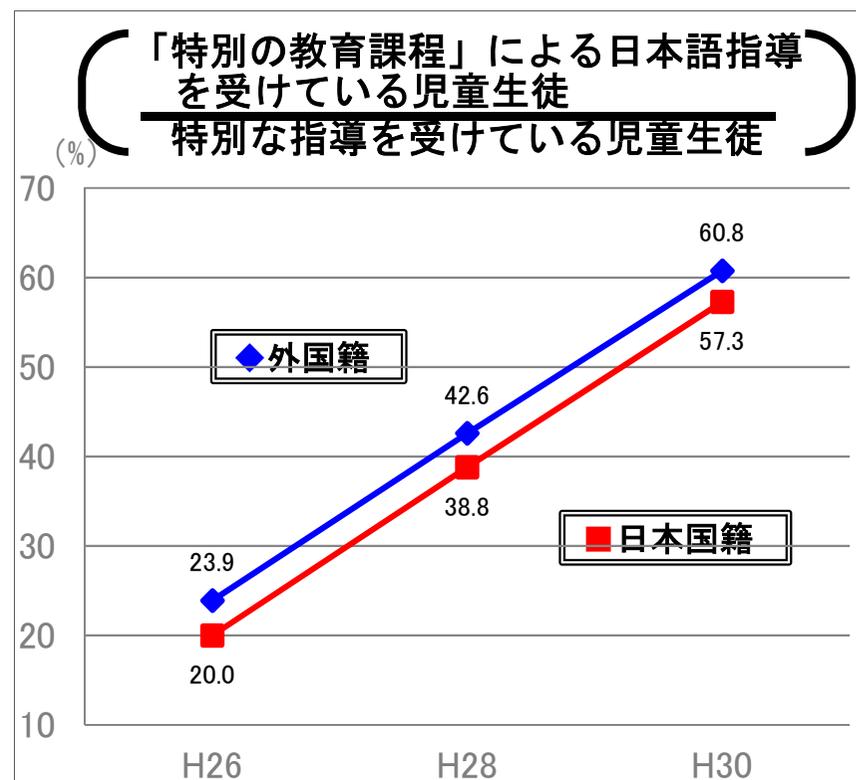
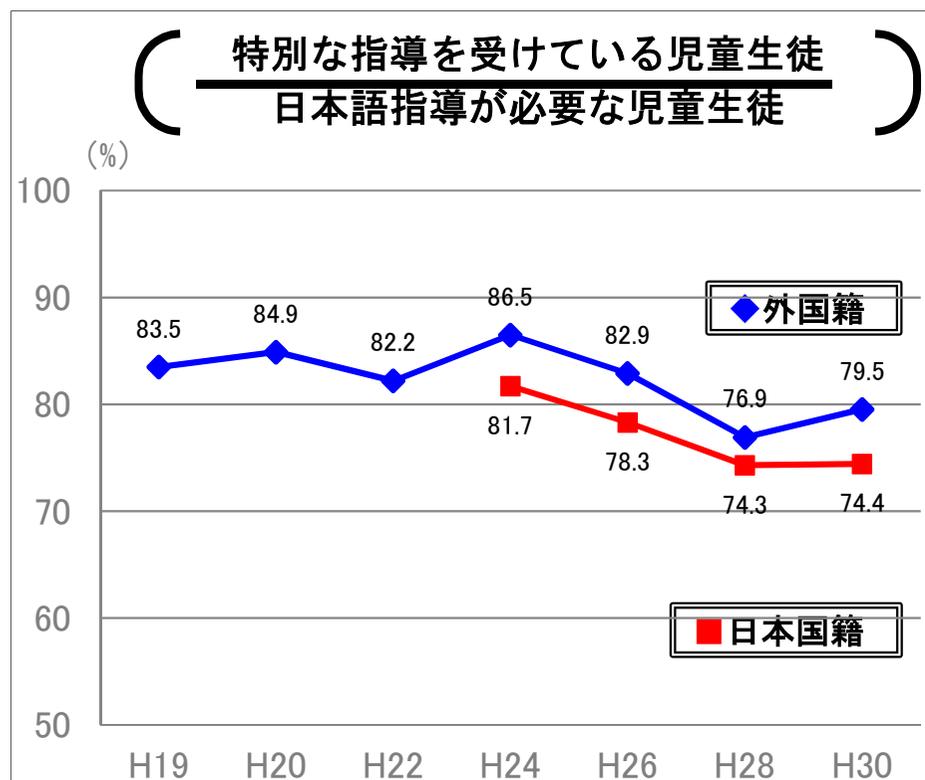
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5%（2.6%増）、日本国籍の者で74.4%（0.1%増）となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(*)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8%（18.2%増）、57.3%（18.5%増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416 (※1)	28,929 (※3)	1.3%

2. 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315 (※2)	533,118 (※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135 (※2)	6,746 (※2)	4.3%

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315 (※2)	50,373 (※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①~⑤の人数を除いているためである。

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

<h2>1.指導体制の確保・充実</h2>	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度化（平成26年度～） 義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進
<h2>2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善</h2>	<ul style="list-style-type: none"> (独)教職員支援機構における「指導者養成研修」の実施 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデルプログラム」の開発（令和元年度） 外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣（令和元年度～） 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営 日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画を制作し、文科省HPにおいて公開
<h2>3.就学状況の把握、就学の促進</h2>	<ul style="list-style-type: none"> 「定住外国人の子供の就学促進事業」により、就学状況・進学状況の調査等を実施する自治体を支援 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） 日本語教育推進法の基本方針に基づき、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を発出（令和2年7月）。学齢簿における外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進 外国人の子供・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を制作し、文科省HPにおいて公開 夜間中学の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
<h2>4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実</h2>	<ul style="list-style-type: none"> 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポートに資する取組、放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組等を推進 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月） 高等学校において日本語指導を推進するための検討及び日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料開発を開始（令和3年度）
<h2>5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援</h2>	<ul style="list-style-type: none"> 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て調査研究を実施（令和2年度～） 日本の幼稚園について7言語で説明している「幼稚園の就園ガイド」及び「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和2年7月14日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- **日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）**
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施行期日

平成29年4月1日

外国人児童生徒等への教育の充実

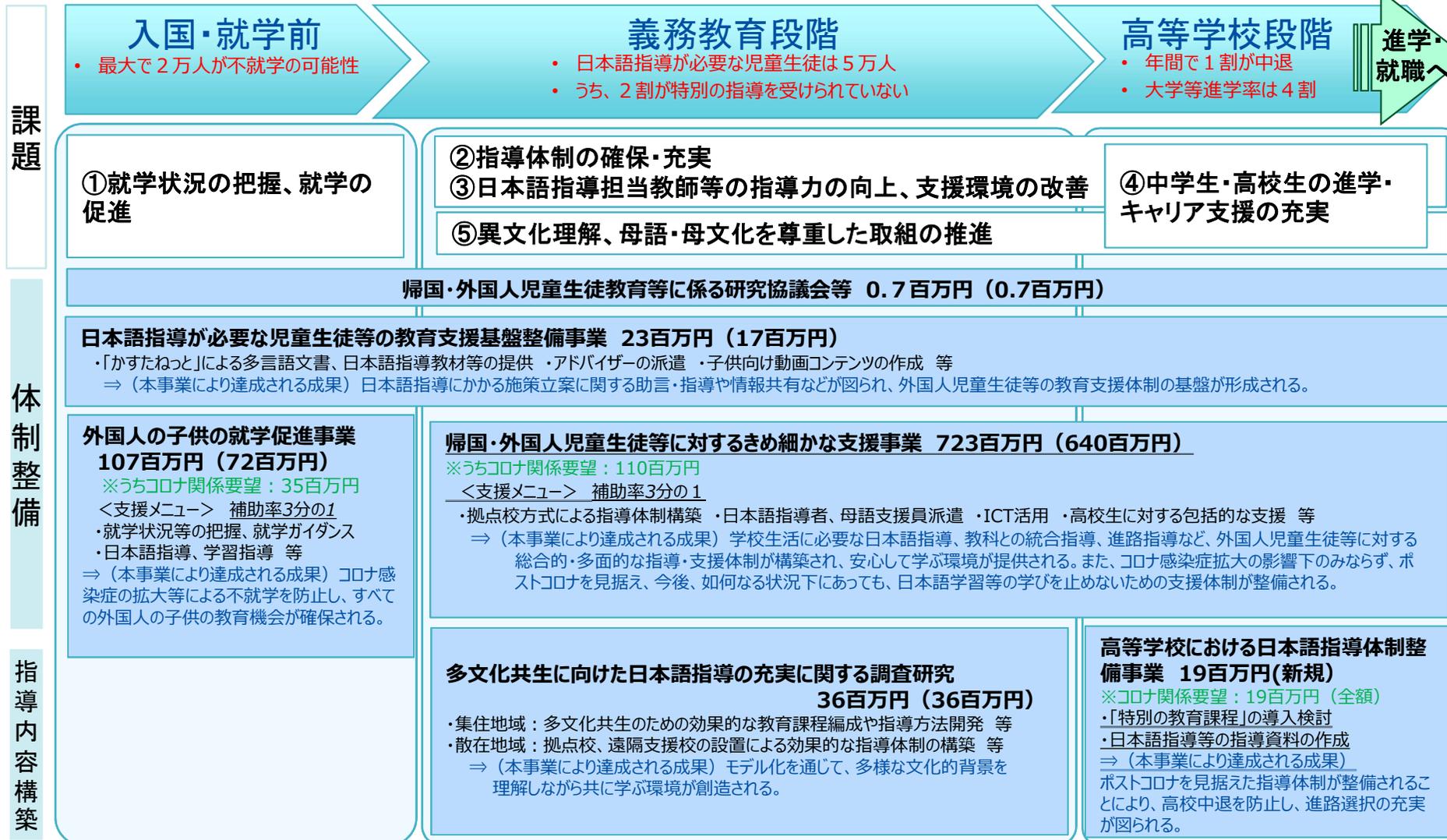
令和3年度予算額
(前年度予算額)

910百万円
766百万円)



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。



「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、**外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう**、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- **教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- **住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- 幼稚園等への就園機会の確保

(3) 出入国記録の確認

- **必要に応じ、在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握**

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から進路ガイダンス・進路相談等を実施
- 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒特別定員枠の設定等の取組を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

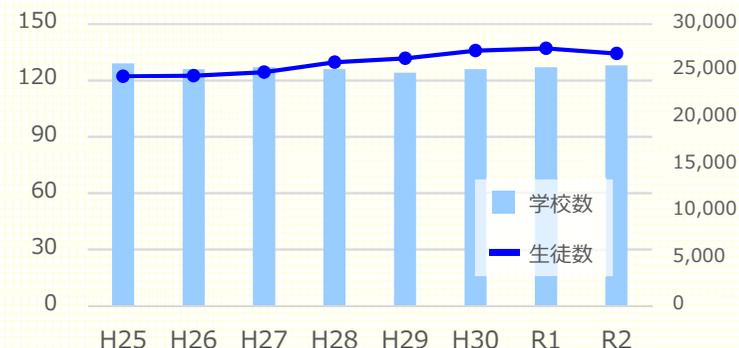
- **教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携**

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）について

概要

- 外国人の子供の中には、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）で教育を受けている者も存在する。
- 外国人学校には、学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けているものや、無認可施設などが存在する。各種学校は学校教育に類する教育を行うもので、その教育内容について法令上特段の規定はない。
- 各種学校認可を受けた外国人学校は128校存在し、在籍する生徒等は26,857名（令和2年5月時点）。

各種学校認可を受けた外国人学校数・生徒等数推移



外国人学校支援のための取組

法人税・所得税の原則非課税

各種学校認可を受けている外国人学校が対象（株式会社立等を除く）

特定公益増進法人・指定寄付金

- 法人からの寄附金についての損金算入枠の拡大
- 個人からの寄附金についての所得控除

特定公益増進法人の認定要件

- 初等中等教育を外国語で行うことを目的とする(準)学校法人立の各種学校
- 外交・公用又は家族滞在の在留資格で在留する外国人子女を対象とする
- 国際バカロレア(IB)などの国際的な評価機関の認定を受けている

各種学校認可の弾力的な取扱いの要請

- 平成27年、文部科学省は、外国人学校の各種学校認可にあたっては、校地・校舎の借用に係る要件や保有すべき運用財産に係る要件等について弾力的に取り扱うよう各都道府県に要請

新型コロナウイルス感染症対策のための取組

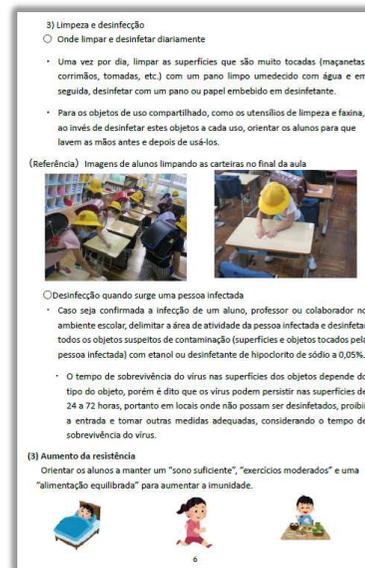
- 公立学校と同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る**通知を发出**（都道府県の各種学校担当部局など宛て）

- 各種学校認可を受けた外国人学校に対し、感染症対策のための**保健衛生用品の購入を支援**

- 外国人学校向けに感染症対策の情報提供をやさしい日本語で行う**ホームページ**を開設

- 無認可施設を含む外国人学校に情報提供を行う**メールマガジン**を日英両言語で配信

- 学校向けの「**衛生管理マニュアル**」の多言語**翻訳版**を作成・掲載し、無認可施設を含む外国人学校向けに配信



ポルトガル語翻訳版「衛生管理マニュアル」